

埋蔵文化財調査に関する 提出書類の書き方



現在、日野町内では149箇所の遺跡が周知されています。

周知遺跡内で工事等をされる場合や、敷地面積が1,000㎡を超える場合、

は、不時発見による工事への影響を防止する為に、協議を行うとともに次の書類の提出が必要となります。

※ご記入にあたっては、作成上の留意点や必要部数などをご確認の上、記入漏れや誤りのないように、ご注意をお願いいたします。



必要 書類

ア「埋蔵文化財試掘調査等の依頼について」・・・・・・・・・・ **要1部**

イ「発掘調査同意書」※施主と地主が異なる場合のみ「ア」に添付 **要1部**

ウ 文化財保護法第93条に基づく「遺跡発掘の届出について」・・ **要2部**

※ウー1（様式6）とウー2（様式7）を合わせ、**2セット必要**

※周知遺跡内で、土地の掘削を伴う場合のみ必要

※過去に調査が行われていた土地でも、開発ごとに届出が必要



添付 書類

※添付図面は書類**ア**は**1セット**、**ウ**は**2セット必要**

①位置図 2500分の1程度の地図に所在地が明記されたもの。
※道路や分筆状況等、現状に対応していること

②現況平面図 200分の1程度または、100分の1程度の土地測量図
など、工事前の現況がわかる図面

③計画平面図 200分の1程度または、100分の1程度の敷地全体
と工事対象範囲がわかる図面と、基礎配置がわかる図面

④計画立面図 200分の1程度または、100分の1程度の現地表面
下の細部、掘削の深さのわかる図面（横断図・矩測図）



提出 時期

ア・イの書類は、調査結果が工事に直接影響・関係するため、**具体的な計画・設計が決定した段階で、早めに提出**してください。また、**ウの遺跡発掘の届出は、法律上、着工日の60日前までに提出**してください。

